



有機農産物の認証制度の基準に関する考察

小川, 華奈
保田, 茂

(Citation)

神戸大学農学部研究報告, 22(1):45-55

(Issue Date)

1996-01-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00178068>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00178068>



有機農産物の認証制度の基準に関する考察

小川 華奈*・保田 茂**

(平成7年8月10日受理)

Study on the Certification Systems of Organic Agricultural Products

Kana OGAWA and Shigeru YASUDA

Abstract

The distribution of organic agricultural products has spread variously in recent years. And we have been able to buy the organic agricultural products at some natural grocery shops or supermarkets. Then, the reliance of labeling has been greatly discussed.

The Ministry of Agriculture, Forestry and Fishery enacted "The Special Labeling Guideline on Organically-grown Vegetables and Fruits" in October, 1992 and enforced it in April, 1993.

However, this standard is very complex and ambiguous for consumers. For example, the labels are set for "products with a reduced amount of chemical fertilizers" and "products without chemical fertilizers but pesticides" and so on. Besides, farmers can label on their own responsibility. This is the reason that "The Special Labeling Guideline on Organically-grown Vegetables and Fruits" can not be relied by consumers.

In order that consumers can rely on the label, several local governments have been started reliable original certification systems. These movements are desirable. The standard of certification should be strict. Then, consumers can understand it easily. We assume the certification system of Hyogo Prefecture is the most desirable, because it certifies only organic products.

1. はじめに

日本有機農業研究会が1971年に設立されてから既に25年近くが経過した。当時、有機農業は少数の人々にしか関心は持たれず、一種の社会運動として広まった。しかし、今日では有機農業は様々な解釈や定義がみられるとはいえ、多くの人々に理解、認知され新しい局面を迎えようとしている。

有機農業運動が広まるにつれ、徐々に有機農産物の生産が拡大していくが、当時、消費者は有機農産物を産消費提携でしか手に入れることができなかった。現在では、市場流通や生協とJAとの産直など、有機農産物の流通は次第に多様化し、かなり容易に購入できるようになった。ところが流通の多様化に伴って、不当表示をつけた紛い物の有機農産物がでまわることとなり、この問題を

解決すべく1992年10月に農水省が「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」(以下「農水省ガイドライン」)を制定し、有機農産物の表示基準を明確にした。これにより、有機農産物の不当表示はかなり少なくなった。一方、表示の信用力を高めるため自治体による独自の有機農産物の認証制度を設けるところが増え、現時点で日本国内では、県レベルで6つ、市町村レベルで5つある。今後、認証制度の制定は、全国的に広がりつつあると思われる。そこで、自治体による認証制度の今日的な意義を検討するとともに、各地の認証制度を比較し、今後の認証制度のあり方について考察することにする。

2. 認証制度の背景

食品の安全性や健康に対する消費者の関心は、このところますます高まってきている。1980年代に入るや、ガン死亡率の上昇、子供のアトピー性皮膚炎やアレルギー症の蔓延など、原因不明のさまざまな病気が多発するようになった。その第一の要因は、健康の基本である食生

* 神戸大学大学院自然科学研究科博士前期課程

** 食料環境経済学研究室

活に問題がありそうであり、農薬や抗生物質漬けの農畜産物が指摘されるようになった。加えて輸入農産物のポスト・ハーベスト農薬の問題も指摘されるようになった。国内産の安全な有機農産物の需要はこうして高まってきたといえる。

有機農産物は、当初、生産者と消費者との直接的な提携による市場外流通にのせられていた。有機農産物を求める消費者は国内に点在する有機農業生産者を探して提携し、産直・共同購入方式で手に入れるしかなかった。しかし、有機農産物の需要が高まるにつれて、産消提携だけでなく通常の市場ルートにも有機農産物が出回るようになってきた。

有機農業運動を取り巻くこのような社会の変化は、一見、好ましいように見えた。しかし、その結果生じたものは有機農業を「高付加価値型農業」、「消費者ニーズ適応型農業」、「儲かる農業」、「差別化産業」、「わけあり農業」などと捉える、有機農業とは名ばかりの「似て非なる有機農業」であった¹⁾。

有機農産物や有機栽培などの表示は一時期氾濫した。表示にはかなり曖昧なものが多く、消費者を大いに混乱させたのであった。例えば「自然のまんま」、「自然農法野菜」、「清浄野菜」などである。当時は表示基準が制度的になかったので消費者は各自で理解し判断せざるをえなかった。それを良いことに、不当表示を疑われる紛い物の有機農産物も出回ったのであった。

このような状況をいち早く問題にしたのは、東京都内の消費者団体「遺伝毒性を考える集い」であった。同会は農水省や公正取引委員会に対して、氾濫している表示の根拠や真偽を明らかにするように要求した。公正取引委員会は1987年9月から1988年3月にかけて関東・関西の小売店で試買とヒヤリング調査を行った。その結果、不当表示に相当する農産物が調査品目のべ80点中9点も市場に出回っていることが明らかになった。

公正取引委員会は「農薬が使用されているのに『無農薬』と表示されているもの」および「農薬や化学肥料が使用されているにもかかわらず『完全有機栽培』と表示されているもの」については「不当景品類及び不当表示防止法」にいう不当表示にあたると判断した。そこで1988年9月6日に小売業界四団体（日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、全日本健康自然食品協会、全国中央市場青果卸売協会）に対して、不当な表示が行われることのないように会員事業者に指導するように要望した。この指摘の後、不当表示を疑われる農産物はかなり減少

したが問題はまだ解決したわけではなかった。それは「完全」の二文字を削除して「有機栽培」としたり、「無」の字に代えて「低」「減」「省」等と表示したりする場合である。これらを表示するうえでの基準について公的または準公的な規定や社会的な共通認識が当時はなかったのである。「無」や「完全」の表示は減少したが市場は依然として混乱状況にあり、表示の明確化を求めた消費者の要望は一部しか叶えられなかった²⁾。

こうした市場の動きを背景として、1992年10月に農水省は「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を制定した。しかし、農水省ガイドラインは基準内容が複雑で消費者に誤解を招きやすいという問題と、生産者責任制に基づいているため信用の点でも問題が残されている。そこで、農水省ガイドラインを基にして独自の有機農産物の認証制度を発足させる自治体がみられるようになってきた。

3. 有機農産物表示のガイドラインと信頼度

農水省は、1992年10月1日に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を制定し1993年4月より施行した。

この農水省ガイドラインは、農水省によれば^(注)日本農林規格協会に設けられた「青果物等特別表示検討委員会」に青果物等の特別表示のあり方について検討を委託し、その検討結果を踏まえ、消費者団体、有機農産物生産者団体、更には学識経験者等関係各方面との十分な意見交換を行い、調整を行った結果、制定・通達されたものであるとされる³⁾。

農水省ガイドラインは「有機農産物」、「転換期間中有機農産物」、「無農薬栽培農産物」、「無化学肥料栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」、「減化学肥料栽培農産物」の6種類の基準に従って表示が行われる。適用食品は生鮮の野菜と果物、米麦を除く穀物、および豆類・茶等で乾燥調整したものとなっている。表示基準の他に「表示すべき事項および表示禁止事項」も通達されている。

「表示すべき事項」としては、6種類全てに共通する一括表示として①有機農産物等の名称、②このガイドラインに準拠している旨、③栽培責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先、④確認責任者の氏名又は名称、住所及び連絡先（但し、栽培責任者が農業協同組合、農事組合法人又は生産組合等の場合は、確認責任者を兼ねることができる）があげられる。また、水耕栽培等、土壌を用い

表1 有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン（農水省）

表 示	内 容
有機農産物	農薬、化学肥料を3年以上使用せずに、堆肥等で土づくりを行った土地で栽培されたもの
転換期間中有機農産物	有機栽培に転換中で、農薬、化学肥料を6カ月以上使用せず、同上の土地で栽培されたもの
無農薬栽培農産物	栽培期間中に農薬を使用しないで生産されたもの (化学肥料使用や過去に農薬使用は可)
無化学肥料栽培農産物	栽培期間中に化学肥料を使用しないで生産されたもの (農薬使用や過去に化学肥料使用は可)
減農薬栽培農産物	栽培期間中に農薬の使用が同地域での一般的使用回数の5割以下で生産されたもの
減化学肥料農産物	栽培期間中に化学肥料の使用が同地域での一般的使用量の5割以下で生産されたもの

資料：農水省資料より作成

ない栽培方法によって生産されたものは、土壌を用いていないことを表示する。無農薬栽培農産物では化学肥料を使用した旨を、無化学肥料農産物では農薬を使用した旨を特記事項とする。減農薬栽培農産物及び減化学肥料農産物では、「当地比〇割減」として削減した割合と、使用した化学合成農薬又は化学肥料の名称、用途そして使用回数等を併せて明示することとしている。

表示禁止事項としては、次の6点があげられている。①ガイドラインに示した表示以外の事項の表示、②有機農産物等の表示をした場合の「天然栽培」、「自然栽培」等の有機農産物等の表示と紛らわしい用語（ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠する場合で一括表示の枠外に表示した場合を除く）、③実際のものより著しく優良または有利であると誤認させる用語、④通常の栽培方法により栽培された農産物よりも優良または有利であると認識させる用語、⑤ガイドラインの内容と矛盾する用語、⑥その有機農産物等の栽培方法、品質等を誤認させる文字、その他の表示である。

公的な基準である農水省ガイドラインができたことで消費者、生産者、流通業者の多くが一歩前進と評価したが、一方で、これまで有機農業運動に携わってきた生産者団体や消費者団体は批判的である。

その理由はこの農水省ガイドラインには、曖昧な点が多いからである。一番問題になるのが「減農薬栽培」であるが、よく指摘されることは、農薬の使用量は地域によって異なり、使用量の多いところで五割以下に削減し

ても、他地域の農産物より農薬使用回数が多くなりかねないし、また一回に散布する農薬濃度を上げれば回数が減らせるという問題も残る。これでは表示の公正さが保たれるわけがない。「減化学肥料栽培」についても同じ事が言える。

次に「無農薬栽培」については消費者の誤認を招きやすいことが問題である。「有機栽培」よりも「無」という字を含んだ「無農薬栽培」のほうが安全なイメージを消費者に抱かせることがある。実際は「無農薬栽培」は化学肥料使用可である上に、当期作においてのみ農薬を使わなかったということであって、有機農産物と異なり、前作までの農薬の使用状況は問わないのである。このような栽培方法を「国のお墨付き」と受け取られかねない「農水省ガイドライン」の中であえて取り上げる必要があるのだろうか。「無化学肥料栽培」の場合もしかりであり、これらの表示はかえって消費者を混乱させる可能性がある。

次に、この農水省ガイドラインが制定された背景にはあいまいな表示の氾濫があったわけだが、「表示禁止事項」に例外規定を設けたことは問題である。つまり「ただし、従来からの明確な基準による農法で自然等の表示を冠するもので、一括表示の枠外に表示した場合を除く」というところである。「従来から」とはいつからなのか、「明確な」とは何を基準に明確もしくは不明確かを決めるのか全く言及されていない。これでは生産者や流通業者の勝手な判断によって例外としてあいまいな表示がまた

氾濫しかねない。

最後にこの農水省ガイドラインはあくまでも表示指針であって法的な拘束力がないということである。生産者の責任において表示するということであり、消費者にとって表示が適正か否かの確認の方法がないのである。

その他様々な、問題点が多く、消費者団体や有機農業関係者から指摘されている。農水省は1993年の時点で「2年後をめどに見直す」としており、1995年度から見直し作業に入っている。これまでにみた諸問題が解決されていくのか、おおいに注目しなければならない。

4. 自治体による認証制度の広がり

農水省が「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を制定する前に、岡山県、宮崎県綾町、熊本県では既に独自の基準に基づいた有機農産物の認証制度を発足させていた。農水省ガイドライン制定後、新たに

香川県、兵庫県、高知県が認証制度を発足させており、今後も認証制度を制定する自治体は増加していくと思われる。

日本の有機農産物の認証制度の基準は国際水準からみると緩やかなものが多い。それは「減農薬」や「無農薬」等といったような表現を用いた多段階方式がとられているところが多いからである。一方、国際水準では有機農産物のみが認証されている。これは今後、再検討されなければならない課題である。

ここでは兵庫県（詳しくは後述）を除く他の自治体の認証制度のいくつかを簡単に紹介しておきたい。

1) 岡山県の場合

岡山県が有機農産物の普及を図り、「有機無農薬農産物推進要綱」を策定したのは1988年6月1日のことであった。農産物の消費動向を踏まえて、化学肥料・化学合成農薬に依存しない栽培法で有機物を中心とする土づくりを基本に自然の生態系を重視した有機無農薬農業を育て

表2 岡山県の認証基準

表 示	内 容
有機無農薬農産物	栽培基準に従って化学肥料・農薬を使用しないで栽培された農産物
有機栽培農産物	栽培中に病害虫が発生し、やむを得ず県が限定している天然資材等の農薬（除虫菊剤、マシン油剤、無機硫黄剤、無機銅剤、BT剤のみ）を使用して栽培された農産物

資料：岡山県農林部の資料より作成

表3 宮崎県綾町の認証基準

認証区分／表示	内 容
認証区分A／金マーク	農薬および化学肥料を使用しないで栽培されたもの。 ただし、除虫菊・マシン油乳剤・無機硫黄剤・無機銅剤・大豆レシチン剤・性フェロモン等の農薬は使用できる。
認証区分B／銀マーク	化学肥料は「三要素施肥成分総量の20%以下」の範囲で使用できる。 化学合成農薬は「慣行防除の5分の1以下」の範囲で使用できる。
認証区分C／銅マーク	化学肥料は「三要素施肥成分総量の20%以下」の範囲で使用できる。 化学合成農薬は「慣行防除の3分の1以下」の範囲で使用できる。

資料：国民生活センター編「有機農産物の基準に関する国際比較」より作成

表4 香川県の認証の基準

表 示	内 容
有機農産物	農薬、化学肥料を3年以上使用せずに、堆肥等で土づくりを行った土地で栽培されたもの
転換期間中有機農産物	有機栽培に転換中で、農薬、化学肥料を6カ月以上使用せず、同上の土地で栽培されたもの
無農薬栽培農産物	栽培期間中に農薬を使用しないで生産されたもの (化学肥料使用や過去に農薬使用は可)
無化学肥料栽培農産物	栽培期間中に化学肥料を使用しないで生産されたもの (農薬使用や過去に化学肥料使用は可)
減農薬栽培農産物	栽培期間中に農薬の使用が、同地域での一般使用回数の5割以下で生産されたもの
減化学肥料農産物	栽培期間中に化学肥料の使用が同地域での一般使用量の5割以下で生産されたもの
減農薬有機栽培米	農薬の使用回数を2回以下とし、出穂後は使用せず肥料は堆肥及び油粕のみで栽培されたもの

資料：香川県の認証制度の資料より作成

ることを目標にして岡山県の認証制度は制定された。

岡山県の基準は転換後の期間を除けば、厳格な国際水準にかなり近い水準である。というのは岡山県では有機農産物として認証するための農地の転換後の経過期間が6カ月という短期間だからである。しかし、岡山県は国内でありがちな多段階方式をとっていないところが兵庫県と並んで厳格な基準であると言える。

2) 宮崎県綾町の場合

宮崎県綾町は、1988年6月に「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を制定した。そして1989年10月に認証基準を策定し、上記の条例を施行した。原則的にすべての区分で除草剤と土壌消毒剤は使用不可となっている。

宮崎県綾町の基準のマークは色を変えただけで区分説明がない。これでは消費者が色の違いの意味をよく理解できないという恐れがある。また曖昧な基準である認証区分BとCについて、認証する意義があるのか検討し直す必要がありそうである。

3) 香川県の場合

香川県は1993年2月に認証制度をスタートさせた。農水省ガイドライン制定後に発足したことでもあり、有機農産物の基準は農水省ガイドラインに準拠している。

その結果、表示の種類は7種類もある。ガイドラインでは米、麦は除かれていたが香川県では「減農薬有機栽培米」を認証しているところが大きな特徴である。

4) 高知県の場合

高知県は1994年1月14日に「高知県農産物等特別表示認証制度」を制定し、4月より施行している。ガイドライン制定後の発足であり、やはり有機農産物の基準はガイドラインに準拠している。

表5 高知県の認証基準

表 示	内 容
有機農産物	農産物の生産過程において、化学合成農薬や化学肥料や化学合成土壌改良剤の使用を中止してから、3年以上を経過し、堆肥等による土づくりを行ったほ場において収穫されたもの
8割減農産物	農産物の生産過程における化学合成農薬や化学合成肥料等が県が定める基準使用回数や量のおおむね8割以上減じた栽培方法により生産された農産物

資料：高知県の認証制度の資料より作成

岡山県の認証マーク



香川県の認証マーク



宮崎県綾町の認証マーク

(金マーク)



(銀マーク)



(銅マーク)



高知県の認証マーク



しかし、表示の基準には「転換期間中有機農産物」は設けず、高知県独自の「8割減農産物」という基準を設けている。農水省のガイドラインにある「慣行の5割減」よりも厳しい「8割減」としたところは注目に値する。しかし、何故8割なのか、疑問も残る。

認証できる作物の種類は、茶、柚子、ししとう、ピーマン、米ナス、人参、大根、ゴボウ、里芋、甘薯、馬鈴薯、白菜、キャベツ、ブロッコリー、レタス、ほうれん草、米等の29種類である。認証できる作物の種類は今後追加される予定となっている。しかし、認証制度は施行されたものの、1995年9月26日時点での登録生産者は1集団(8戸)と5戸の個人のみでなかなか普及拡大が進んでいないようである。

以上のように、農水省のガイドラインに基づいた自治体による認証制度が次第に広がりつつある。それぞれ、地域の実情が反映し、内容也多岐にわたるが、今後は、相互に利害得失を検討し、よりよい制度を築いていく必要がある。

5. 兵庫県の認証制度

ここで、兵庫県の認証制度についてふれておきたい。兵庫県では1992年度から環境創造型農業の推進を農業施策の重要方針として位置づけ、自然生態系に配慮した農

業へ誘導する施策を進めている。目標として2つの柱を示し、穏やかな転換を目指している。その2つの目標とは減農薬・減化学肥料農業の推進と有機農業の推進である。ここでいう有機農業は有機農産物を生産する農業生産方式と位置づけられている。

そして、有機農産物に対する消費者の信頼向上と産地育成を図るため、1993年9月20日に認証制度を創設した。この認証制度を「兵庫県有機農産物認証要綱」を参考にしながら紹介してみたい。「兵庫県有機農産物認証要綱」は1993年9月20日から施行し、1996年3月31日をもってその効力を失うこととなっている。認証要綱に有効期限を設けた点は兵庫県の認証制度の特徴の一つである。その時点で制度の見直しをはかるためである。

1) 認証の定義

認証とは生産された有機農産物が、農水省が制定した「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」に適合し、兵庫県が作成した「有機農産物の栽培技術指針」に適合していることを兵庫県が認証する行為のことと定義されている。

この「有機農産物の栽培技術指針」とは有機栽培を行うための品種、作型、土づくり、施肥、防除、資材に関する要件を示したもので1993年3月に兵庫県農林水産部が策定している。

2) 認証の対象

認証の対象は有機農産物および転換期間中有機農産物の2種類に限っている。2種類とはいえ、どちらも無農薬、無化学肥料栽培で生産されたものである。農水省の「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」にある「減農薬」や「減化学肥料」といった消費者の誤認を招きやすい表示を一切認証しないところは、岡山県の認証制度と並んで国際的にみても劣らない厳しい基準であるといえる。ただし、岡山県では転換後6カ月以上を経ると有機農産物として表示できる点は問題が残るところである。認証の対象農産物は生鮮野菜・果実および、穀類（但し米麦は除く）、豆類、茶等である。

(1) 有機農産物

原則として化学合成農薬、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用しないで、3年以上を経過し、堆肥等による土づくりを行った圃場において収穫された農産物をいう。

ただしフェロモン剤のように作物に直接、施されない農薬（農薬登録されているものに限る）、作物の成長に不可欠な微量要素を補給する肥料等の使用は可能である。

(2) 転換期間中有機農産物

有機農産物と同じ栽培方法であるが、原則として化学合成農薬、化学肥料及び化学合成土壌改良資材を使用していない期間が6カ月以上3年未満である圃場において収穫された農産物をいう。

3) 認証基準

(1) 農水省の「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を遵守していること。

(2) 国が定めた「有機農産物等の生産管理要領」に基づき、栽培計画、栽培管理記録、出荷記録を記帳していること。

(3) 兵庫県の有機農産物の栽培基準に則して栽培管理の申し合せを行っている生産組織であること。原則として農業協同組合または3戸以上の農家で組織する団体であること。ここで、3戸以上と定めたのは、これにより有機農産物の生産者の増加を目指していると見受けられる。また、生産者にとっては、お互いに助け合ったり、監視しあったりしながら有機農産物の生産力の向上を実現できるという考え方もあるようだ。

(4) 生産組織に栽培責任者並びに栽培農地が登録されていること。

(5) 生産される有機農産物が、有機農産物の栽培技術指針に則して栽培管理されることが見込まれること。

4) 認証基準の確認

農水省の「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」に基づいて表示する確認責任者と同一の者が行う。確認責任者は申請のあった生産組織もしくはその構成員とする。生産組織の構成員以外の者を確認責任者とする場合は、生産組織の所在地を事業区域とする農業協同組合、もしくはその構成員とする。

5) 認証の申請

新たに有機農産物の認証を受けようとする生産組織は、認証の種類毎に、原則として品目毎に認証申請書を作成する。申請書には以下の(1)から(6)の書類を添付して受付期間中に生産地を管轄する農林事務所長または農林水産事務所長に申請する。認証申請書の受付期間は毎年6月1日～30日と1月5日～31日となっている。

申請を受けた農林事務所長または農林水産事務所長は、農業改良普及センター長等の意見書を添付して農林水産部長に進達する。

(1)栽培責任者別認証基準確認書

(2)栽培計画書

(3)生産組織の規定

(4)栽培管理の申し合わせ

(5)栽培責任者並びに栽培農地を登録していることを証する書類

(6)生産を始めて3年以上経過していることが明らかとなる書類（これは有機農産物の申請の場合のみ必要で、転換期間中有機農産物の申請には不要である。）

6) 認証の審議

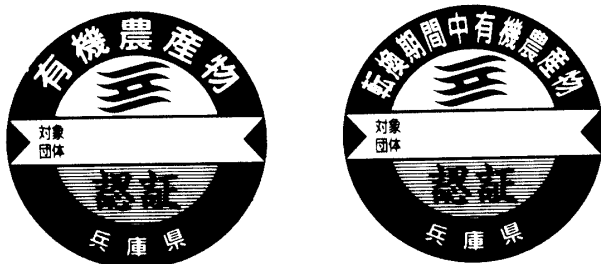
認証申請についてその適否を審議するために兵庫県有機農産物認証審査委員会を設置する。この兵庫県有機農産物認証審査委員会は県、農業団体、消費者団体、生産者、消費者、流通業界、学識経験者の代表で構成されており、事務局は兵庫県農林水産部普及教育課に置かれている。そして、この委員会は認証申請の審議結果を県知事に報告する。

7) 認証の決定

知事は申請が認証基準に適合すると認めるときは当該申請者に対して認証通知書により認証標章の使用を許可する。

認証通知後、認証基準に該当しなくなった場合には、認証を受けた生産組織はすみやかに農林事務所長等に認証申請変更届を提出する。そして直ちに認証標章の使用を中止しなければならない。

兵庫県の認証マーク



8) 認証の有効期間

認証の有効期間は、原則として認証通知日から出荷終了までとし、1年間を限度としている。

継続して認証を受ける場合には、過去の実績等を添付して認証の申請を行う。

9) 認証の取り消し

知事は認証された農産物について、認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認したときは、直ちに認証を取り消して認証標章の使用停止を命ずるものとする。

知事は認証生産組織が不正に認証標章を使用したことを確認したときは、翌年から起算して3年間、当該生産組織に対して認証を行わないものとする。

10) 認証標章

(1) 認証標章の大きさは外径2センチメートルとする。

(2) 認証標章の使用については、次のいずれかによるものとし、使用にあたっては事前に農林水産部長の承認を得るものとする。

- ・ 有機農産物を収納している容器類または包装資材に貼付する。
- ・ 有機農産物を収納している包装資材に刷り込む。
- ・ 売り場において、有機農産物の販売コーナーを設ける等他の農産物と明確に区別できる場合には、国が制定した「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」に基づく表示と併せて、認証標章を一括掲示できる。
- ・ 認証を受けた有機農産物並びに転換期間中有機農産物を生産する登録ほ場において看板として表示することもできるものとする。

11) 有機農産物の認証状況

兵庫県の認証制度の発足により1993年11月1日に初めて認証を受けた生産組織は2グループであった。その後、認証団体は次第に増加し、現在、表6に示すように10団体にまで増加している。今後も引き続いて増加していくものと思われる。

6. 認証制度の意義と今後の制度のあり方

ここで、これまでに見てきた認証制度の意義と今後の制度のあり方について考察してみたい。

まず、意義についてみると以下の4点をあげることができる。

(1) 生産者の開拓

有機農業の生産者は当初は周りから奇異の目でみられてきたこともあり、生産者の開拓はなかなか難しかった。ところが農業施策の中で有機農業の推進がはかれることにより、有機農業に取り組む生産者はこれまでになく増加することが期待される。農業施策の中で有機農業を推進することは、有機農業が社会的に認められたという印象を生産者に与え、農業改良普及センターの指導も積極的に行われるようになり、技術的にも精神的にも有機農業に取り組みやすくなったからだと考えられる。ただし、認証制度の発足により生産者が開拓された後に、どれだけ生産者が生産意欲を持続させ得るか、いかに今後の有機農業の継続、発展につなげることができるのかは今後の課題であるといえよう。

(2) 栽培技術の向上

これまでの有機農業は、一部の生産者の取り組みでしかなかったことから農家自身の試行錯誤による工夫と努力によるところが多かった。そして広域的な生産者相互の交流の機会も多いとはいえなかった。その結果、有機農業の技術の確立には、相当の時間を必要とし、いまだ多くの課題を残している。しかし、認証制度によって、有機農業の普及の必要性から技術確立に向けての研究が盛んになってきた。とくに、農業改良普及センターの取り組みは全てではないにしても熱心なところが多くなった。今日では、栽培上の技術的な問題が生じた場合には農業改良普及センターや農協等に尋ねれば、的確な指導が得られるところも多い。技術指導のプロ集団が取り組むだけに、有機農業の技術確立はこれまでにないスピードで進みつつあるといえる。

(3) 生産の組織化

農薬や化学肥料を用いる慣行農業が多量少品目生産であるのに対して、有機農業は小規模少量多品目生産である。その理由は有機農業の生産の必要条件の中には輪作や混作が求められるからである。輪作や混作は地力を長期的に維持するだけでなく、病虫害からの被害を最小限にとどめることが可能となるが、そうすると1年を通して栽培品目は非常に多くなる。あわせて農作業にも多く

表6 兵庫県の有機農産物認証状況 (1993年11月1日から1995年3月1日まで)

生産組織	区分	品目と出荷数量	出荷時期	販売先	認証月日
神戸市西農協神出営農 部会有機栽培グループ (神戸市西区 10名)	有機 転換	ホウレンソウ等 22種類/160 t ニラ等 9種類/40 t	1993.12～ 1994.7	(株)大丸など	1993.11.1
おおや高原屋野菜部会 (大屋町 7名)	有機	ホウレンソウ等 3種類/12 t	1993.11～ 1994.12	コープこうべ	1993.11.1
魚住有機栽培研究会 (明石市 3名)	転換	ニンジン等 5種類/32.5 t	1994.3～ 1994.8	(株)大丸など	1994.3.1
山田地区有機農業振興会 (宍粟郡一宮町 15名)	転換	ネギ等 20種類/50 t	1994.5～ 1995.4	(株)ジャスコ	1994.3.1
いも煮会 (南光町 3名)	転換	ダイコン等 6種類/5.6 t	1994.6～ 1995.1	自然食品店	1994.3.1
豊岡市農協有機栽培グループ (豊岡市 15名)	転換	モロヘイヤ/4.5 t	1994.6～ 1994.10	(株)トヨタなど	1994.3.1
みかたぐん有機野菜生産グループ (美方郡内 5名)	転換	シュンギク等 2種類/3.5 t	1994.4～ 1994.12	(株)ガンピー	1994.3.1
おおや高原屋野菜部会 (大屋町 7名)	有機	コカブ等 4種類/112.2 t	1994.5～ 1994.12	コープこうべ	1994.3.1
伊賀野有機農業研究会 (南淡町 4名)	転換	レタス/2.4 t	1994.5	自然食品店	1994.3.1
神戸市西農協神出営農 部会有機栽培グループ (神戸市西区 16名)	有機 転換	ホウレンソウ等 33種類/160 t ニラ等 32種類/160 t	1994.8～ 1995.7	(株)大丸など	1994.8.1
魚住有機栽培研究会 (明石市 3名)	転換	ニンジン等 8種類/32.1 t	1994.9～ 1995.2	(株)大丸など	1994.8.1
山田地区有機農業振興会 (宍粟郡一宮町 4名)	転換	ネギ等 12種類/6 t	1994.8～ 1995.7	(株)ジャスコ	1994.8.1
みかたぐん有機野菜生産グループ (美方郡内 2名)	転換	シュンギク等 2種類/1 t	1994.8～ 1994.12	(株)ガンピー	1994.8.1
伊賀野有機農業研究会 (南淡町 4名)	転換	レタス/2 t	1994.11～ 1994.12	自然食品店	1994.8.1
魚住有機栽培研究会 (明石市 3名)	転換	ニンジン等 8種類/82.2 t	1995.3～ 1996.2	(株)大丸など コープこうべ	1995.3.1
山田地区有機農業振興会 (宍粟郡一宮町 14名)	転換	ネギ等 29種類/15 t	1995.3～ 1996.2	(株)ジャスコ	1995.3.1
いも煮会 (南光町 3名)	転換	ジャガイモ等 6種類/5.7 t	1995.5～ 1996.1	神戸消費者クラブ 自然食品店	1995.3.1
豊岡市農協有機栽培グループ (豊岡市 16名)	転換	モロヘイヤ/9 t	1995.6～ 1995.10	(株)トヨタなど	1995.3.1
みかたぐん有機野菜生産グループ (美方郡内 6名)	転換	シュンギク等 10種類/15 t	1995.4～ 1996.3	(株)ガンピー	1995.3.1
おおや高原屋野菜部会 (大屋町 9名)	有機	コカブ等 5種類/80.5 t	1995.5～ 1995.12	コープこうべ	1995.3.1
伊賀野有機農業研究会 (南淡町 4名)	転換	レタス/2 t	1995.5	コープこうべ	1995.3.1
いずし有機農法栽培グループ (出石郡内 6名)	転換	ニンジン等 4種類/23.9 t	1995.3～ 1996.2	(株)いかりスーパー など	1995.3.1
淡路島ぬぼこ有機栽培 研究会 (三原郡内 9名)	転換	タマネギ等 5種類/100.6 t	1995.4～ 1995.7	(株)いかりスーパー など	1995.3.1

資料：兵庫県の認証制度の資料より作成

の時間と労力が必要になる。このため栽培面積は自ずと限られる。1戸の農家の規模が限られていることから、有機農業ではしばしば生産者は組織化することによって消費者が必要とする品目の種類と生産量を確保する。

兵庫県の認証制度でも生産者の組織化は認証の要件の一つとなっている。つまり、「生産組織は原則として、農業協同組合または3戸以上の農家で組織する団体とする。」と規定されている。

組織化は生産量の確保だけでなく、お互いの情報交換を可能とし、励まし合いながら生産者の連帯感をうみだす。有機物の確保、堆肥作りや運営に関する仕事の役割分担など組織化によるメリットを生かせるところは多いようである。

(4)表示の信用度の向上

提携による有機農産物の流通では生産者と消費者の強い信頼関係のもとにその生産、流通がなされており、双方の信頼関係自体が生産方法に対するチェック機能を果たしているといえる。

認証制度はこのような生産者と消費者の信頼関係を第三者である公的機関が代替するものである。認証制度によって認証された農産物は提携のような組織を経由しなくてもその生産方法や安全性が保証されているということである。これまで、消費者は農産物の生産方法や安全性といったものは評価しようとしてもその裏付けになる基準がなかったが、認証制度によって評価できるようになった。生産者は自分の生産した有機農産物に対しある程度、正当な評価を受けることが可能となり、意欲を向上させることにつながる。

次に最も必要な今後の課題について考えてみたい。有機農産物が認証制度によって、ある程度評価されるようになっていても、現実には生産者の価格に対する不満は強い。

このような不満には、外見ばかりを重視する現在の農産物の流通システムがもっている問題点を反映しているようである。生命の糧である食糧が、本来兼ねそろえていなければならない条件は安全性と栄養性、そして美味性である。しかし、現実には農産物の外見や規格によって評価されている面が強い。したがって、今日の農産物流通システムのもつ矛盾を変革する必要がある。それには、消費者の購買行動の変革も求められねばならないが、今後、農産物の評価基準に対して何らかの措置を講じていくことも、検討されてよいことだと思われる。こうした狙いが具体化できる認証制度になるためには、それなりの内容を備えておかねばならない。

つまり兵庫県が採用しているような有機農産物（転換期間中を含む）のみを認証し、消費者に信頼され、その信頼に基づいて生産者が有機農業に従事することに誇りが持てるような制度こそが望ましいといえる。

今日、認証制度を導入しようとする地域が増えつつあるが、同じ制度化するなら消費者の不信をかうような制度だけは避けるべきであろう。

7. むすび

以上にみたように、認証制度とはいえ、地域によりその内容は様々である。農水省ガイドラインが施行された後に、認証制度を発足させた香川県を除くと、農水省ガイドラインをそのまま適用しているところは見られない。ガイドラインを基本にしつつ、それぞれの地域が独自の認証基準を定めている。

自治体による認証制度が発足してから日時があまり長くないために、統計データが得られないので、データによる検証ができないが、現段階で比較検討したところ、数ある認証制度のなかで、最も望ましいのは兵庫県の制度ではないかと思われる。

その理由の一つは兵庫県の認証対象は有機農産物と転換期間中有機農産物のみだからである。岡山県については、転換期間が6カ月というところが一つの問題として残る。その他の無農薬や無化学肥料といったあいまいなものは、一切、認証していない。むしろ、この認証基準を策定するにあたっては、様々な議論がなされたようである。しかし、多様な基準を設定した場合、近い将来、必ず消費者の間に混乱が生じ、あるいは消費者に対して優良誤認させる事態が生じる可能性がある。それを避けるため、あえて有機農産物と転換期間中有機農産物だけに限定したのである。こうした思い切った制度が、消費者のみならず生産者にとっても栽培目標をはっきりさせ、認証された場合は栽培意欲や自信の向上につながっている。流通業者にとっても、紛い物の有機農産物に惑わされず、販売店や消費者に対し、自信をもって取り扱うことができる。

有機農業の思想は世界的な潮流になりつつあり、したがって、基準策定にあたっては、国際的な基準と遜色ない内容にしておく必要がある⁹⁾。WTO体制のもとに輸入農産物が増え、そのなかに有機農産物が含まれることは避けられない。そのような状況のなかで、有機農業の健全な発展を可能とするのは、真の有機農産物を提供する

生産者と、それを支える消費者である。その両者の関係を結ぶ制度として認証制度は機能しなければならないであろう。

最後に、公的研究機関による有機農業研究の必要性についてふれておきたい。農薬や化学肥料を用いることに慣れてしまった生産者が有機農業を実践しようとするには、大変な努力が必要となる。認証制度ができたことで、

農業改良普及センターやその他の農業技術プロ集団が支援するというメリットがあるが、農業試験場やその他の公的研究機関による有機農業の技術研究は、必ずしも積極的にはすすめられていない。有機農業の技術体系を確立するうえで、そうした公的研究機関による有機農業研究が社会から強く期待されている。

注1) 足立恭一郎、「提携と基準研究部会の設立主旨と研究部会へのお誘い」、『有機農産物の基準問題』、日本有機農業研究会、1ページ、1993年。

2) 榎渥俊子・久保田裕子、『多様化する有機農産物の流通』、国民生活センター編、17～18ページ、1992年。

3) 足立 恭一郎、「有機農産物表示ガイドラインの読み方」、『有機農産物の基準問題』、日本有機農業研究会、67ページ、1993年。

4) 保田 茂、「有機農産物の表示基準制度化に関する考察」、神戸大学農業経済、第25号、44ページ、1991年。